平成２１年（フ）第１４４号
宮城県柴田郡大河原町字新南72番地14
債務者　高子昭次郎
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第３９０号
秋田市新屋扇町83番13号
債務者　植村　謙二
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４１７号
秋田県潟上市天王字児玉75番地
債務者　大谷　　圭
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８５号
福島県耶麻郡猪苗代町字町尻317番地１、前住所福島県耶麻郡猪苗代町大字磐里字上ノ上213番地１　上ノ上団地６号棟317号室
債務者　梶山加奈子
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第１８８号
福島県大沼郡会津美里町字川原町甲1823番地１　川原町団地２－１－８
債務者　浅井　良子
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第４０４号
群馬県高崎市藤塚町244番地
債務者　小林　恵子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第４１４号
群馬県高崎市寺尾町561番地１　オアシス402号
債務者　星野　幸恵
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第４１７号
群馬県高崎市下小鳥町171　川上方、住民票上の住所群馬県高崎市上小鳥町364番地　県住Ｄ棟177号
債務者　寺川　弓子（旧姓川上）
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第４８３号
埼玉県草加市中根１丁目６番27号、旧住所埼玉県草加市松江１丁目５番２―105号
債務者　丸山　聡彦
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６５３号
京都府宇治市広野町大開115番地の10
債務者　野村　和孝
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第８７３号
京都市伏見区中島中道町33番地
債務者　歩こと　藤田　和子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１６８４号
京都市伏見区羽束師菱川町555番地の66
債務者　中島　朝子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１６８９号
京都府京田辺市草内筋替道９番地
債務者　近藤　秀子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１７５０号
京都市中京区西ノ京北壺井町１番地４　ハイツ石田201号
債務者　洋服・レディースこと　高木　和一
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１７９６号
京都市南区西九条大国町13番地５
債務者　枝廣　　崇
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１８０９号
京都市右京区太秦御所ノ内町28番地８
債務者　なり政こと　佐々木修身
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１８２３号
京都市上京区下ノ森通下立売上る鳳瑞町250番地　相合図子住宅Ａ－１
債務者　酒谷留美子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係